

令和 8 年度 事業計画

『はじめに』

高齢者雇用安定法の一部改正により、65 歳までの雇用確保（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会の確保（努力義務）が施行され、シルバー人材センター以外での就業機会を得る場も増えているところです。

しかし人生 100 年時代に向け、「地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大」を推進することにより、シルバー人材センターの役割を果たしていきます。

会員数については、新型コロナの流行によって減少した会員数の回復に向けて、全国シルバー人材センター事業協会では令和 7 年から向こう 6 年で会員純増 10 万人計画を作成したところであります。本センターにおいては会員数は順調に伸びていますが、本年度も入会説明会の周知等により会員拡大に努めます。

財政運営については、諸経費の高騰により厳しくなることが予想されますが、健全な運営に努めてまいります。

また、令和 6 年 11 月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って契約方法の見直しを行い、発注者及び会員の理解を得たうえで令和 8 年度から包括的契約（発注者、センター、会員の三者間での契約）へ移行いたします。

『基本方針概念』

- 基本理念：「自主・自立、共働・共助」（全国シルバー人材センター共通）
- 基本ビジョン：高齢者の生涯現役を目指す“生きがい就労”の推進により、高齢者の『元気』を支援して、「生きがいづくりと社会参加」の促進を図る。
- 基本コンセプト：人生 100 年時代に向け、“高齢者が就労や趣味を生かす”ことで、「生きがいを実感する社会づくり」を目指し、健康寿命の延伸に寄与する。
- スローガン：高齢者の“生きがいづくり”を支援し、「人生の安心感」を提供する！

【令和 8 年度 事業計画概要】

『基本方針』

- 1、生涯現役を目指す「生きがい就労」を啓発・普及し、生きがいづくりと社会参加の促進を図っていきます。
- 2、生きがいを実感できる社会づくりを目指し、「就労や趣味」を基軸として、世の中のニーズとマッチングさせていくことで、「元気の素」を獲得できるように活動していきます。

- 3、個々人が、生きがいを実感することで「人生の安心」を享受することにより、少しでも健康寿命の延伸に貢献していきます。

『事業概要』

1. 最重点活動
 - (1) 「行政」3事業の確実に遂行します。
 - ◇生きがい対策事業
 - ◇就労的活動支援コーディネーター事業
 - ◇行橋市老人いきいの家（指定管理）
2. 安全・適正就労活動
 - (1) 目標：事故発生ゼロ & 未然防止の徹底
 - (2) 重点活動
 - ①作業前に「全員による現場確認」の励行
 - ②「飛び石対策」の励行
 - ③高所作業において「落下防止策」の励行
 - (3) 個別活動
 - ① 草刈・剪定「スキル向上研修会」の開催（外部講師活用）
 - ② 「新入会員」への事前安全教育の実施
3. 経営指標
 - (1) 会員数：（目標）360名
 - (2) 契約高：（目標）1.20億円

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るため、高齢者にふさわしい活力ある地域に密着した仕事を、家庭、民間企業、官公庁等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力・希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、センターは発注者に対して適切に仕事を完成される義務、又は「シルバー人材センター利用規約」等に基づき、包括的契約という形式により、発注者から有償で引き受けた仕事を完成させる義務を負う会員の選定等を行います。

(2) 受託事業（業務委託）

今年度より 5 年間、指定管理者として「行橋市老人いきいの家」を事業運営や利用者のサービス及び、建屋・設備の維持管理を業務とし、会員の就労機会の提供を図ります。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会行橋市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会行橋市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の基本理念、現状等について、市民・事業者・官公庁への普及啓発を行い、センター事業に対する理解と高齢者就業機会の確保・拡大を図ります。

2 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」との認識の下、高齢者が自ら健康と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう安全意識の高揚と啓発活動を行います。

シルバー事業における就業内容は「臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務」が基本であり、高齢者にふさわしい仕事の提供ということを念頭により慎重に関係法令の遵守、適正な事業運営を促進します。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時就業相談等に対応する。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を毎月第 3 金曜日に実施します。

4 研修・講習事業

地域の高齢者が臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する技能、経験によりカバーされないものであった場合には、実際の就業には結びつきません。そのため就業上必要な技能、知識を付与することにより実際の就業に結びつけるとともにより広い就業分野での仕事の確保と提供を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与します。

5 調査研究事業

住み易いまちづくりに貢献するための、行政や関連機関との共同の可能性について調査研究を行います。

『実施計画』

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

当センターの強みである一般家庭のリピーター顧客との連携を強化して、生涯顧客化の視点からニーズ調査を行う。その結果から、新規ビジネス候補の選択を進めていきます。合わせて、剪定、除草、掃除、高齢者生活援助などの会員確保と人材育成の充実を図ります。

行政や関連組織との共同による高齢者・子育て支援事業や女性会員の活動による新規事業の開発を進めていきます。

① 令和 8 年度目標

就業実人員	就業率	契約金額
250 人	69%	90,440 千円

② 主な就業分野

- I) 家庭の植木剪定、除草、網戸の張替、清掃及び家事援助サービス
- II) 公共施設の除草・植木剪定・清掃等の一般作業
- III) 家庭内整理作業やゴミ処分作業
- IV) 行政、福祉関連機関等と連携した福祉・家事援助等の福祉サービス事業

V) 行政、福祉関連機関と連携した「子育て支援」事業の展開

VI) 行橋市「空き家等の適正管理に関する協定」での「空き家管理」事業の展開

(2) 受託事業（業務委託）

令和 8 年 4 月 1 日より向こう 5 年間指定管理者として「行橋市老人いこいの家」の業務委託を受け、事業運営や利用者のサービス及び、建屋・設備の維持管理を業務とし、会員の就労機会の提供を図ります。

また、生きがい対策事業を適正に実施します。

① 令和 8 年度目標

就業実人員	就業率	契約金額
4 人	1%	6,059 千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業(公益目的事業)

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲内において就職を斡旋します。また、職業安定所と連携して、未就労者への求人・求職情報の提供します。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供します。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

① 行橋事務所 令和 8 年度目標

就業実人員	雇用就業率	契約金額
50 人	14%	23,000 千円

②主な就業分野

- i) 移動図書館、デイサービス送迎、JA 店舗間の文書配送等の運転業務
- ii) 児童クラブ、保育園での補助業務
- iii) スーパー、ガソリンスタンドでの店頭内業務

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言、調査研究等

1 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ① シルバー事業の認知度向上のため積極的に広報活動を推進します。(関連団体等)
- ② 世代間交流活動、市民参加イベント等によるパブリシティを活用します。
- ③ 行橋市広報部門と連携し、市報等に情報を掲載します
- ④ 当センターHP（ホームページ）のリニューアルにより活動状況を掲載します。

(2) 社会参加活動

- ① 「フレイル予防教室」の開催
- ② シルバー事業啓発月間での「市民参加ボランティア活動」の開催
- ③ 「接遇マナー講習会」の開催

2 安全・適正就業推進事業

[今年度の重点活動]

- ① 作業開始前に「全員による現場事前巡視」の励行
- ② 賠償事故で多い「飛び石対策」の励行
- ③ 高所作業において「落下防止策」の励行
- ④ 夏季の屋外作業において「熱中症対策」の励行

(1) 安全就業対策

- ① 会員全員への安全徹底のための「安全・適正就業大会」を開催して安全への啓蒙・啓発を図る。
- ② 剪定・草刈作業現場には「作業中」幟旗を必ず設置して、作業現場近くの周囲の人々への注意喚起と会員自らの安全意識向上も併せて図る。
- ③ 全員に安全ワッペンを配布し、就業中の付着を厳守し、安全意識の高揚を図る。
- ④ 定期的に「安全パトロール」を実施し、現場での確認と活動評価をする。
- ⑤ 就業報告書の「ヒヤリハット欄」を活用して、未然防止の強化を図る。
- ⑥ 必要に応じて「草刈・剪定班長会議」を開催し、安全意識高揚を図る。
- ⑦ 「安全パトロール報告書」のフォローと評価結果を活用しての意識高揚
- ⑧ 草刈班・剪定班の外部講師によるスキル向上研修の実施
- ⑨ 新入会員への入会説明における安全教育の実施

(2) 適正就業の徹底

法令の遵守に努め、シルバー事業の目的である「臨時かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」を会員へ提供することを基本としており、適正な就業基準の徹底を図り、事業運営を促進します。発注者からの指示命令、混在作業の場合は派遣事業で受注する。派遣事業は労基法の摘要を受けることになります。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

- ① 会員は、稼働率や配分金を定期的に示して、就業のフォローをします。
- ② 特に、新入会員については、入会の早期に就労できるように配慮します。
- ③ 地域の高齢者を対象に対してハローワークと連携を密にします。
- ④ 毎年開催の「行橋市合同就職説明会」への参加を図ります。

(2) 入会説明会の開催

- ①入会を希望する高齢者へは、定期的に説明会を開催します。

4 研修・講習事業

次の講習会等を実施、開催日時、受講者の募集等をホームページ等で周知・公開します。

- (1) 自動車安全運転技能講習及び安全運転管理者講習
- (2) 安全就業対策講習会
- (3) 剪定・チェーンソー取扱操作講習会
- (4) 調理補助講習会
- (5) 子育て支援講習会
- (6) 高齢者生活援助員養成研修会
- (7) 新入会員教育
- (8) 事務局内の業務知識向上のための研修
- (9) 「県シ連」主催の「子育てマイスター研修会」の参加
- (10) 「県シ連」主催の「技能講習・就業体験・セミナー」に積極的に参加